不動産と相続人の 基本情報を記入しよう!

- 所有する不動産を把握→名寄帳^{※1}
- 不動産の登記内容を確認→登記事項証明書(全部事項証明書)^{※2}
- 不動産の位置や面積を確認→地積測量図^{※2}



1	不動産の				有料)。郵送請求可 請(有料)。郵送		↓ t可。
•]	所有者	/	在住	代理記入		/ 右	主住
• :	物件所在地			(所有者との関係	;:)	
	境界 □確定済([‡]	竟界杭がある) □所4	有者負担 [·]	で確認	□継承者負担で	確認	
• :	地目(土地)			• 母屋建	築年	年	
	□宅地 [□山林 □農地 □	雑種地		震基準 □	新耐震基準	
					年6月以降に建築 したものは、新耐窟		
•	母屋構造			• 母屋以	!外の建物(付	属屋)	
	□木造	□鉄筋コンクリート		□ある	□ない		
	□鉄骨造	□その他					
• :	表題登記			● 相続登	記(相続して	いる場合)	
	土地 🗆 🗆	登記済 □登記なし		土地	□登記済	□未	
	母屋 🗆 🗆	登記済 □登記なし		母屋	□登記済	□未	
	付属屋 □3	登記済 □登記なし		付属屋	□登記済	□未	
● 抵当権(権利部を確認)							
※ローン完済手続きをしていない、商売でお金を借りる担保に入れているなど。							
	□あり 内容_			_ □なし	(抹消済)		
•	固定資産税						
		年度		年	度	年度	
	土地	Pi			円	円	
	母 屋	円		<u> </u>	円	円	

	年度	年度	年度		
土 地	H	円	H		
母 屋	円	円	円		
付属屋	円	円	円		

相続人の基本情報	R
----------	---

•	氏名	● 年齢	本人	く 了承せ	ナイン
•	連絡先	備考:			
•	所有者との関係		=	月	日記入

不動産・相続のあれこれ

| 相続 |

- •相続に必要な費用項目例
- · 相続登記費用
- ・専門家依頼の場合は依頼費用
- · 各種書類取得費用
- ・相続後の各種税金、管理費等

•相続放棄

相続から3ヵ月以内に裁判所に申請(すべての財 産を放棄する)。相続人全員が相続放棄しても、

「管理義務」は残るので要注意。

•相続土地国庫帰属制度

相続した土地を、国が引き取る制度。申請条件の確認やご相談は、お近くの法務局へ。 ※審査手数料と、10年分の管理費相当額の負担金の支払いが必要。

│登記 │ ※2024年4月 より 相続登記義務化

•不動産登記とは?

不動産の公的な情報(権利)のこと。土地や建物の登記は、法律で義務付けられています。 所有している不動産でも、登記がなければ権利を主張できません。家屋と土地それぞれに 登記が必要です。

●登記申請・変更申請が必要なのはこんなとき

①不動産の形が変わったとき

新築(庭に小屋を建てた等も)、増築、取り壊し、境界の変更、 土地の分筆(土地を分けること)など。

②所有者の情報が変わったとき

所有者の転居。相続や売却による名義変更など。

全部事項証明書 |

登記事項証明書のうち、最も詳細な内容が記載されているのが、全部事項証明書。 項目ごとに専門家がいますので、困ったら相談してみましょう。

表題部:所在地、地目、構造、面積など不動産の状況(土地家屋調査士)

権利部(甲):いつ、だれが不動産を取得したか(司法書士) 権利部(乙):不動産を担保にローンを組んだ経歴など(司法書士)

こんなときは 要注意!

専門家に相談を

• 所有者に自分ではない人の

名前が書いてある

公的な権利を持つのは、全部事項証明書 に記載のある人。相続登記や所有権の移 転をしていないなど、何らかの問題あり。

→司法書士に相談

• 所有者が、2代以上前の故人

自己名義に相続登記が必要。しかし、関係 する相続人が多数いる場合、相続人全員の 合意がなければ相続登記できない。

• 所有者が認知症

売買や賃貸借の契約はできない。登記が 必要です。家庭裁判所に「成年後見人」 などの選任を求める必要あり。

→司法書士・弁護士に相談

• 所有者が複数いる

兄弟が共有名義で親の不動産を相続(分割 相続)。夫婦で家と土地を購入する際、 1/2ずつの共有名義にした。などのケース が考えられる。賃借利用、売買の際には、 名義人全員の同意が必要。

•大昔の抵当権が残っている

明治から昭和初期に設定された抵当権が残 っていることがある。消滅時効が成立して いる場合が多いようだが、抵当権抹消手続 きが複雑。→司法書士・弁護士に相談

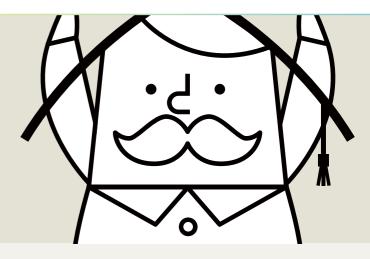


いえの手帳(簡易版)

伝えよう、私の「いえ」の今までとこれから。

この手帳は2020年に発行した 宇城市 いえの手帳 の簡易版、 空き家になる前に、「いえ」の将来のことを考えるためのツールです。





発行・問合せ先

宇城市 地域振興課

熊本県宇城市松橋町大野85番地 電話 0964-32-1906



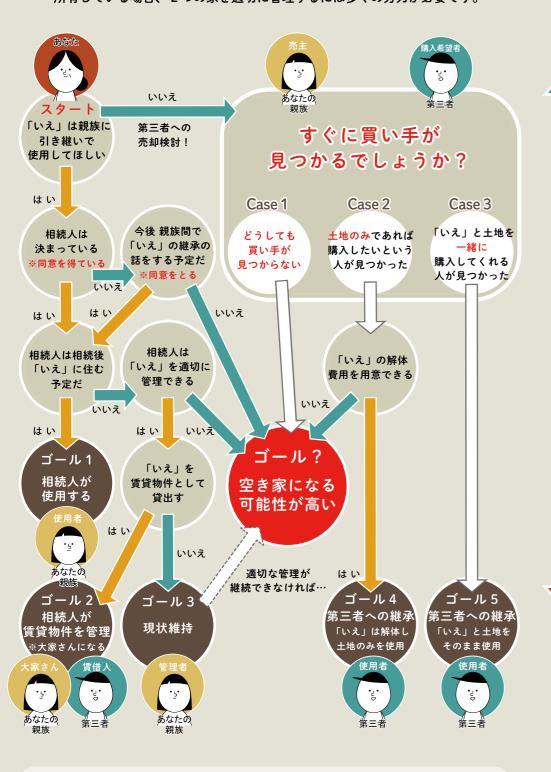
宇城市空き家・空き地バンク360 の詳細はこちら https://sumaibank.ip/uki/

集 熊本県立大学 環境共生学部 佐藤 哲 研究室

発 行 日 2025年1月

本当に親族が使いますか?

高齢化が進む日本では、高齢者の相続人が高齢者である被相続人から 財産を受け継ぐ「老老相続」が増えています。相続人がすでに自分の家を 所有している場合、2つの家を適切に管理するには多くの労力が必要です。



老朽化する前に対策を!

空き家の老朽度・危険度は4段階に分けられます。 民間不動産事業者の取り扱いは、A・Bランクが中心。 ランクが下がり、手放そうと思っても、スムーズにいくとは限りません。 「空き家にしないこと」を第一に、できることを考えてみましょう。



B

5

2

物の

叙

態が悪

bo

ラ





所有者あるある

- 長期入院や介護施設入所
- 仏壇・家財が残っている
- 3回忌、7回忌までそのまま!
- 相続でもめている
- 資産として保有(管理)しておこう



- 相続による所有権移転未登記
- 身体が元気なうちは管理しよう!
- 無関心、相続放棄
- そろそろ売ろうかな!
- そのうち何とかなるさ・・・。



- 雨漏りが始まってきた
- 外壁にツタが生え、床が抜けた!
- 高齢で管理するのが大変になった!
- 解体費用どうしよう
- 市役所に相談してみようかな?



老朽化 資産価値な 特定空家に



空き家ランクの維持 ランクアップには 手間と費用がかかる

損傷が著しく 倒壊などの危険がある



- 市役所から通知がきた
- 近所に迷惑をかけている
- 不法投棄や犬猫棲処、雑草繁茂
- 売りたい →売れない
- 解体したい→年金生活でお金がない

▼ Check! 相続人の状況と不動産活用意思

- 相続人の数
- 相続人の状況
- □単独
 - □持ち家がある
- □複数いる □現在遠方に住んでいる
- □現在仕事等が忙しい
- 親の不動産を兄弟全員が相続(分割相続)。 その後の活用を考える場合は「相続人全員の了承が必要」 など、時間や労力がかかるため、要注意。
- 相続人の不動産活用意思
 - □相続人が使う
 - □相続人の子や孫が使う
 - □売却・賃貸検討
 - □母屋を解体し、土地のみを使用する
 - □分からない

▼ Check! 空き家予備軍と特定空家

「空き家予備軍」とは、65歳以上の高齢者だけが住む戸建てとマンションの持ち家 を指し、数年のうちに空き家になる可能性が高い家です。2024年に株式会社L&Fが 空き家予備軍所有者に実施した調査では、約6割が将来の活用方針が「決まっていな い」と回答しています。「いえ」は空き家になると劣化が早まります。「いつか対 策をする」と思っているうちに損傷が進み「特定空家」に指定されることも。特定 空家に指定されると、所有者に対して改善の勧告や命令が行われ、固定資産税の負 担増や過料、行政代執行などのペナルティが科される可能性があります。

空き家を放置するとどうなる?

空き家のままでも大きな問題はないと思われるかもしれませんが、 税金や水光熱費等や保険料、空き家の維持管理にも多くのお金がかかります。 空き家は財産になるどころか、住まない場合、個人の負担になりやすいです。

空き家管理・維持費用の試算

管理費項目	年額	đ
固定資産税※1	33,100	5
保険料等(火災保険)	40,000	>
草刈費(委託)*2	66,000	>
水道代(市営水道)※3	18,770	>
電気代*3	16,800	>
旅費等(交通費・宿泊費)*4	90,000	>
空き家管理委託(オプション)*5	66,000~132,000	

ある空き家の事例を想定して試算しました。 試算) 熊本県立大学 居住環境学専攻 佐藤 哲准教授

- ※1 宇城市空き家バンク登録物件を基準 に試算。
- ※2 宇城市シルバー人材センター委託費 用(2023年)より試算。
- ※3 市営水道・電力会社基本料金(2024年) より試算。
- ※4車で通える範囲を想定し試算。
- ※5民間事業者に外観確認のみを依頼した 場合と、屋内確認も依頼した場合の 試質。

合計 330,670~396.670 円/年 10年間で330~396万円

Check!

補修など急な 出費もありそう!

固定資産税相当+賃貸物件運用費用で賃貸すると維持管理費ほぼ相殺! 宇城市の場合、月額家賃 5 万円 + αの試算!

放置したほうが ラクじゃない? 払えない額じゃないし



そんなことはありません /

- 近隣からクレームがきた! 誰かに迷惑をかけてしまうかも
- ●「特定空家」に指定された! 土地の固定資産税最大 6倍
- 行政から、助言・指導・勧告・命令がきた! 罰金が科されることもあり
- 行政代執行**された! 費用は所有者・相続人へ請求
- ※行政代執行とは、所有者に代わり、行政が適正管理(解体など)に 向けた取り組みを行うこと。

▼ Check! 売れない空き家の特徴

熊本県立大学が熊本県 宇城市 空き家・空き地バンク360で2022年4月~2024年6月 に登録・成約した物件を調査したところ、建物内に「大量の家具」や「仏壇」が残 された建物の成約率は低いことが分かりました。これらは所有者の努力で回避でき る問題ですが、建物の劣化が進み、住めるようにするために多額の費用が掛かる場 合は、価格を安くしても売れる可能性は低いです。また、災害時に大きな被害が予 想される立地では成約例がほとんどなく、これは所有者の努力では問題を解決でき ません。すべての空き家が活用できるわけではなく、需要が低い(活用困難)な物 件は早期の除却を検討することも重要です。

	硅	雷维
-	726	쁘1

- □残置家具が多い
- □仏壇が残っている
- □敷地内に墓地がある
- □白アリ被害あり □構造上の瑕疵がある

建物

□既存不適格のため 増改築等が不可

□大規模改修が必要

※レッドゾーン

• 立地

- □土砂災害警戒区域 ※イエローゾーン
- □高潮・洪水浸水想定区域

□土砂災害特別警戒区域

□崖に隣接する敷地